平成３０年１月２３日　事務連絡

「社会福祉充実計画の承認等に関するＱ＆Ａ（vol.３）」について

社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理については、今般、考え方を一層明確に

する観点から、新たに一部Ｑ＆Ａを追加・修正いたしました。

以下は、主な変更箇所を抜粋したものです。

問１４ 社会福祉充実計画において、平成29 年度に土地を購入し、平成32 年度に当該土地に建物を建設して事業を開始する場合、平成30 年度において当該土地を控除対象財産として良いか。

（答）

１．社会福祉充実計画に基づき、新たに取得した土地を控除対象財産として取り扱った場合、当該計画の実施期間中にもかかわらず、社会福祉充実残額がマイナスとなり、計画の終了に至ってしまうようなケースが出てくることなどが想定される。

２．よって、このような事態を回避するため、社会福祉充実計画に基づき新たに取得した土地及び建物（建設中のため建設仮勘定に計上している場合を含む。）に限っては、これらを控除対象財産とはせずに、財産目録上、**「社会福祉充実計画用財産」**として別個に管理した上、当該土地等を取得した年度の次年度から計画を終了するまでの間、社会福祉充実財産の算定の際に、社会福祉充実残額から、当該貸借対照表価額を差し引くことができるものとする。（関連：問７３）

問４３ 社会福祉充実計画に盛り込むべき内容として、①一定の対象者に対して、②受益的なサービスや給付等を、③新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行うこととされているが、具体的にはどのように理解すれば良いか。

（答）

１．ここでいう「一定の対象者」とは、法人が実施する事業の利用者又は法人職員、地域住民のいずれかを指すものであり、計画上、これが明確に特定されていることが必要である。

２．また、「受益的なサービスや給付等」とは、上記の対象者が具体的又は反射的に利益を享受するサービスや給付等であることが必要である。

３．さらに、「新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行う」とは、計画実施期間中に、新たに上記のサービスや給付等を創設する、又は既存のサービスや給付等について、**対象者の拡大や実施回数の増加**、**プログラム内容の充実**、**設備の充実による利用者の生活環境の改善**など、これまでのサービス水準等を向上させるための取組に係る支出を行うことをいうものである。

問５１ 社会福祉充実計画において、職員の給与改善を行う場合、当該改善を行う職員に係る給与全額を盛り込んで良いか。それとも改善に係る相当額のみを盛り込むべきか。

（答）

１． 社会福祉充実残額は、計画を策定した会計年度以降に新たに発生するコストに充てるべきものであることから、社会福祉充実計画において職員の給与改善を行う場合は、改善に係る相当額のみを対象とすべきである。

２．具体的には、計画を策定した前会計年度における法人単位資金収支計算書の「人件費支出（「役員報酬支出」を除く）」を超える必要額が基本となる。

問５２ 平成３０年度に策定する社会福祉充実計画において、平成２９年度の給与規定の改正に基づく、職員の給与改善の実施を盛り込むことは可能か。

（答）

１．給与規定の改正時期にかかわらず、前年度の給与支給額と比較して、計画策定年度に改善する部分があれば、当該部分について社会福祉充実計画に盛り込むことは可能である。

２．ただし、社会福祉充実残額の活用は、社会福祉充実計画の承認日以降となるので留意すること。

問５４ 社会福祉充実計画において建物の建設を行う場合、当該計画には建設の着工及び竣

工までを盛り込むことで足りるか。

（答）

１．社会福祉充実計画は、「既存事業の充実又は新規事業の実施」に関する計画とされていることから、少なくとも計画実施期間中に事業開始時期を見込むことが必要であり、建物の新設、建替等を行う場合には、建設の着工及び建物が竣工するのみならず、当該建物を活用した事業が開始するまでを計画に盛り込む必要がある。

問５５ 社会福祉充実計画の承認に当たって、判断が難しい事例がある。当該事例ごとにその適否を示されたい。

（答）

１．社会福祉充実計画の承認に当たって、次表のような判断が難しい事例については、その適否をそれぞれ掲げるとおり判断すべきと考える。

|  | 事例 | 考え方 | 適否 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | **既存建物の修繕**（附属設備の更新含む。） | ○ 修繕により、**建物内外の機能向上**が図られ、**利用者等に対するサービスの向上**にも資する内容となっている場合には、**可**。  （**単なる現状復旧**のための修繕・補修費用など、サービスの向上に影響を及ぼさない場合は**不可**。） | △ |
| ② | 太陽光パネルの設置等**省エネ設備の整備** | ○ **省エネ設備の整備により、経営の安定化や設備の機能向上**が図られ、**利用者等に対するサービスの向上**にも資する内容となっている場合には、**可**。  （**単に消費電力が省力化**するなど、サービスの向上に影響を及ぼさない場合は**不可**。） | △ |
| ③ | **倉庫の建替** | ○ 倉庫の建替に併せて、**災害時用の備蓄品の備蓄を行うなど、利用者等に対するサービスの向上**にも資する内容となっている場合には、**可**。 | △ |
| ④ | 将来の不動産取得等のための**積立て・資産運用** | ○ 計画実施期間中において、**利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えない**とともに、**事業費として外部に支出がなされていない**ことから、**不可。** | × |
| ⑤ | 将来的に事業を実施するための**不動産取得** | ○ 計画実施期間中において、**利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えない**ことから、**不可**。  （計画実施期間中に、不動産取得に加え、**事業の開始までが予定**されていれば**可**。） | × |
| ⑥ | **現に**有償又は無償**賃借**をしている事業用**不動産の全部取得** | ○ 法人による**事業運営の安定性の向上に資する**ものであり、**結果的に利用者等も利益を享受**できることから、**可**。 | ○ |
| ⑦ | **現に**有償又は無償**賃借**をしている事業用**不動産の一部取得**  ※ 現に賃借をしている土地の一部のみ取得するような場合 | ○ 提供される**サービス内容に何ら影響を及ぼさない**ことから、**不可**。  （一部取得と併せて、増改築等を行うことにより、**併せて建物の機能向上等を図る**場合には、**可**。） | × |
| ⑧ | **送迎車両の更新** | ○ 建物とは異なり、**利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えない**ことから、**不可**。  （再取得に必要な費用は控除対象財産として控除済み。ただし、**電動リフト搭載車**に変更する**など**、**サービスの向上に資する**更新となっている場合には、**可**） | × |
| ⑨ | **送迎車両の台数の増加** | ○ 送迎車両の台数の増加により、**送迎回数が増加するなど、利用者等の利便性の向上に資する**内容となっている場合には、**可**。 | △ |
| ⑩ | **駐車場の拡張** | ○ **職員の通勤効率化**、**家族との交流の活性化などに資する**内容となっている場合には、**可**。 | △ |
| ⑪ | **会議室の設置** | ○ ケアカンファレンスの活性化などにより、**利用者等に対するサービスの質の向上に資する**内容となっている場合には、**可**。 | △ |
| ⑫ | **防災・防犯設備の導入** | ○ **利用者等の安全確保に資する**ことから、**可**。 | ○ |
| ⑬ | **建物の耐震化診断** | ○ **現行の耐震化基準導入以前に建設された建物**について、**現行の基準を満たしているか不明な場合に診断を行う**ことは、**利用者等の安全確保に資する**ことから、**可**。 | ○ |
| ⑭ | **従業員向けの退職金等に係る保険加入や給食の実施等福利厚生の充実** | ○ **職員の処遇改善に資する**ことから、**可**。 | ○ |
| ⑮ | **会計監査や内部統制向上支援、事務処理体制向上支援の実施** | ○ 法人による**事業運営の安定性の向上に資する**ものであり、**結果的に利用者等も利益を享受できる**ことから、**可**。 | ○ |
| ⑯ | **第三者評価の受審** | ○ **利用者等に対するサービスの質の向上に資する**ことから、**可**。 | ○ |

問６９ 社会福祉充実計画の変更は、どのような時期に行うべきか。【事務処理基準１０関係】

（答）

１．社会福祉充実計画の変更は、毎会計年度に算定される社会福祉充実残額の状況を反映することが必要であることから、災害の発生など、計画策定時からの大幅な事情変更がある場合を除き、原則として、毎会計年度、所轄庁へ計算書類等を提出する時期（６月３０日）に併せて行うものとする。

２．なお、計画の**変更承認手続き**については、法第５５条の３第１項において「あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない」とされていることから、上記の時期では事前に所轄庁の承認を得ることが困難な場合には、この限りではない。

※ 他方、**計画の変更届出**については、法第５５条の３第２項において「遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない」とされていることから、事後の届出で可。

問７０ 承認社会福祉充実計画において、事業開始時期が８月１日とされていたところ、実際の事業開始時期は９月１日となり、また、事業費についても変動が見込まれる。このような場合についても計画の変更は必要なのか。【事務処理基準１０関係】

（答）

１．承認社会福祉充実計画の変更手続きについては、事務処理基準１０に規定するとおり、社会福祉充実計画が「承認申請時点における将来の社会福祉充実残額の使途を明らかにする」といった性質のものであることから、実績との乖離が生じたことをもって計画の変更手続きを行う必要はない。

２．当該変更手続きについては、

① 社会福祉充実事業の対象者に大きな影響を及ぼす内容か、

② 将来に渡って影響を及ぼす内容か、

③ 地域住民に公表すべき内容か、

といった観点から、法人において計画変更の必要性を検討し、法人において必要と判断する場合に行うことが必要となるものである。

３．よって、「事務処理基準１０」に規定する表は、法人が社会福祉充実計画の変更が必要と判断した場合において、変更承認手続又は変更届出手続のいずれを行うべきかを区分するための判断基準となるものであること。

問７８ 社会福祉充実計画の実績の公表はどのような様式で行えば良いか。【事務処理基準１２関係】

（答）

１．法人の任意の様式で差し支えないが、法人における**事業報告において記載**を加えることなどの方法が考えられる。